

表7 臨地実習例 その1 (水準I)

施設名	3年時に臨地実習を実施												施設の見学と生活介助の見学及び実習 (8h × 5day)
	2年生後期	3年生前期	3年生後期	3年生	後期	3年生後期	3年生前期	3年生後期	3年生	後期	3月		
保育所又は市町村センター	9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月	4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月	11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月	6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月	8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月	3月						
その他													
幼稚園(保育所)													
小学校又は中学校													
高等学校													
養護学校													
職域 : 企業・事業所													
高齢者医療センター													
老人更介護高齢者													
高齢者施設													
在宅訪問(看護・保健指導)													
障害者施設													
障害者医療センター													

臨地実習時間 140~160／800  
(約4単位)

表 8 践地実習例 その2 (水準Ⅱ)

3年時に践地実習を実施												3年時に践地実習を実施											
2年生後期						3年生前期						3年生後期						3年生後期					
ライフステージ別	施設	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
母子	保健所又は市町村センター																						
その他																							
学校	幼稚園(保育所)																						
	小学校又は中学校																						
	高等学校																						
	養護学校																						
成人	職域：企業・事業所																						
老人	高齢者医療センター																						
要介護高齢者	高齢者施設																						
	在宅訪問(診療・保健指導)																						
障害者	障害者施設																						
	障害者医療センター																						

践地実習時間 160~200時間  
(約 5単位)

表 9 障地実習例 その3 (水準Ⅲ)

障地実習時間 200~240時間  
(約 6単位)

ライフステージ別	2年生後期						3年生前期						3年生後期						
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
母子							事業の事前見学(1day)						予防処置・保健指導の体験実習と事業計画、評議への参加(8h×5day)						
その他																			
学校																			
幼稚園(保育所)																			
小学校又は中学校																			
高等学校																			
養護学校																			
成 人																			
老 人																			
要介護高齢者																			
高齢者施設																			
在宅訪問(移動・保健指導)																			
障害者																			
障害者施設																			
障害者医療センター																			

- 2年次の事前実習
1. 保健所・市町村センターは現場スタッフによる指導
  2. 高齢者施設・障害[児]者施設見学の事前実習は、3年生の体験実習の見学を通しての事前学習



## 分担研究報告書

今後の歯科衛生士に対する養成方策に関する総合的研究

口腔保健学（案）について

—歯科衛生士概論・歯科衛生士業務関連科目の検討—

分担研究者：松田裕子 鶴見大学短期大学部 助教授

**研究要旨：**本研究において、平成12年4月に報告した「歯科衛生士の養成方策に関する総合的研究」報告書の専門科目、歯科衛生士概論と歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科診療補助論を統合し、第3案として歯科衛生士独自の科目「口腔保健学」を樹立し、位置づけを試みたので提示することとした。

### A. 研究目的

本研究報告では、従来のいわゆる主要3科目にあたる専門分野の専門科目、歯科予防処置論（4単位→8単位へ）、歯科保健指導論（3単位と栄養指導2単位→7単位）、歯科診療補助論（4単位→9単位へ）を総して、歯科衛生士業務関連科目と表現し、3科目について教育内容を示してきた。周知の通り3科目は、現主要3科目を技術習得的要素だけでなく、その基盤となる論理体系並びに学問体系を将来的に構築するという意向を踏まえて検討されたものである。しかし現主要3科目は歯科衛生士法に定めている歯科衛生士業務そのものを科目名としているもので、教育上では教科間の教育内容が相互に関連、重複するところが大きい。機能的な教育計画をするには、本研究のモデル（1案・2案）の計画上でもかなり苦慮した点で、歯科衛生士関連科目と表現した所以もある。すなわち看護教育に見られるような看護学に相当する歯科衛生士独自の科目を樹立することの必

要性である。そこで歯科衛生士教育の観点から、3案として専門分野に歯科衛生士概論を加えた専門科目を立ち上げ、学問体系を確立することを試みた。

### B. 研究方法

専門科目の学問としての体系化には、本研究の第2案で示した4科目（歯科衛生士概論、歯科衛生士業務関連3科目）の教育内容を整理し、実情と歯科医療の高度化や業務の多様化に対応できる能力、社会に期待される歯科衛生士の要件を踏まえ、独自の領域の学問として専門分野の体系化案を作成した。そして研究班員の意見を得て歯科衛生士独自の新しい科目を構築し、専門領域における修学的なソフトサイエンスとしての専門科目を誕生させることにした。

### C. 研究結果

本研究でのこれまでの検討から、専門分野の専門科目にある歯科衛生士概論（2単位）と歯科衛生士業務関連3科目

(24単位)を統合させ、新しい科目として「口腔保健学(26単位)」の位置づけを提言することにした。

口腔保健学の教育体系は、口腔保健学概論、口腔保健管理教育学、地域歯科保健論の3項目にし、理論に基づいた実践教育ができるような科目立てをし、次ぎに具体的な授業科目を示した。

Iの口腔保健学概論では、口腔保健学の概念をしっかりと把握させ、歯科衛生士の社会的使命が周知できるような教育体制を構成した。具体的には、現行の歯科衛生概論や主要3科目の基礎論、オーラルヘルスケア論(実践論)、医療倫理やコミュニケーション論を内容とした。この内容には保健・医療システムと歯科衛生士の役割、専門職としての職業意識や態度の形成など、意識教育を含めた教育内容の必要性を強調しておきたい。また一連の業務内容については、実践論としてのオーラルヘルスケア論を通して学び、健康学を広く学習できるように構成した。

なお、ここで表現したオーラルヘルスケアとは、広義のケアを意味するもので口腔清掃から摂食嚥下に関わるケア、感染予防対策、歯科治療の連携や支援システムまでを含む内容であって、狭義で近年使用されているような口腔ケアとは区別して定義したい。

IIの口腔保健管理教育学では、Iでの内容を基盤に理論的知識を深め実践できる応用能力を考えた構成とした。具体的には現行の歯科予防処置、保健指導、栄養指導などを統合させた一貫教育で、歯科衛生士による口腔保健診断から継続的口腔保健管理に至るまでの一連の業務を、

実践的に学習できるようにと考えた。また現行の歯科診療補助の共同動作や診療補助についても、ライフステージ別の臨床業務の一環として扱い、この中で教育できるようにした。生涯口腔保健管理学では、口腔保健管理学、口腔保健教育学で学んだ内容を、さらにライフステージ別に捉えることにより、正確に対象を理解できる能力、状況判断のできる能力、アセスメントや業務記録が書けるような実践教育を考え構成した。

なお口腔保健管理学の中で用いている口腔保健診断は疾病の診断ではなく、歯科保健管理に必要な診断を指すもので診断学とは区別して取り扱う必要がある。すなわち歯科衛生士の視点からの保健診断で、看護教育に見られる看護診断に相当する位置づけのものである。

IIIの地域歯科保健論では、IとIIの教育内容を踏まえ、臨地実習等と連携をとりながら、地域歯科保健活動で専門性を生かした業務展開のできる能力の習得を考え構成した。特に他の専門職への理解、地域の組織や条件、状況などを判断し対応できる能力、他職種との連携のとれた地域保健活動、保健計画のできる歯科衛生士の育成を考えた。

この分野は今後の歯科衛生士に期待されている領域であり、社会から求められている専門職としてこれから大きく成長、発展していく分野と考える。

#### D. 考察

専門職としての教育ということが意識化され、歯科衛生士養成の一層の強化充実が求められるようになり、教育の目的

が技能偏重から能力育成が重視されるようになってきている。また、合わせて職業人としての人間形成を資することも求められている。

専門職としての質の高い歯科衛生士の養成には、単に歯科医学教育の専門度を浅くし、時間数を減らしたものではなく、歯科衛生士業務の視点で教育内容を体系づけたモデルの試みでなくてはならない。それには現状のような疾病中心の臨床（診療科）別に考えられている歯科医学モデルからの脱却、教育体制の見直しを図ることが必須の課題であるといえよう。何よりも歯科衛生士の視点での専門性を重視した学問の体系化、その位置づけを明確にしていかなければならぬ。その専門性を踏まえた科目、これから歯科衛生士の社会的使命、展望を踏まえた業務内容に最も近い表現として「口腔保健学」が適当であろうと考えた。そして、この口腔保健学を歯科衛生士教育の基盤となる独自の学問とすることの試みを新しく提案した。

口腔保健学の具体的な教育体系への考え方としては、従来のような教育カリキュラムの最低基準ともいえる指定規則科目の充実と弾力化への努力から、歯科衛生士独自の教育プログラムを独立させ、専門分野に新しく口腔保健学の位置づけを明確にしたことである。さらに、専門科目として独立させた口腔保健学の基本骨子を、技能教育に偏った傾向を改め、系統的な教育内容に確立し、機能的な個性ある教育が展開できるように構築したことである。そうすることにより、地域保健活動能力や居宅訪問時の対応能力な

ど、一貫して身につけるような学習活動の構成が可能となり、歯科衛生士独自の専門分野での教育の充実が可能となる。

また歯科衛生士教育の柔軟な展開には、歯科医学教育とは異なった視点からの科学的なケア教育が必要であろう。そのためには口腔保健学の教育は、歯科衛生士によって独自の教育の展開がなされなければならない。すなわちそれが先にも述べた疾病指向の歯科医学モデルからの脱却であり、独立した歯科衛生士独自の口腔保健学擁立の基本的理念である。

口腔保健学は歯科衛生士独自の科目であり、すべての教育は歯科衛生士によって教育することが肝要である。そうすることが口腔保健学の確立を生み、ひいては歯科衛生士業務の発展へと繋がるものと確信する。しかし、口腔保健学の外郭は提示できたが、具体的な教育内容にまで踏み込んだ計画までには至っていない。したがって、まだ不消化の部分も多分にあるが、歯科衛生士の将来を見極めた計画になるよう今後、教育内容の構築が必要となろう。また常に社会に適応した教育になるよう定期的に見直し、修正し続けていくことも大切であると考える。

#### E. 結論

各々の教育機関でのカリキュラム見直しには、特色あるカリキュラムの構成上での柔軟な考え方、自由裁量による独自の教育が今後必要となるであろう。その中で、歯科衛生士からの視点をどの位、概念化でき、専門領域を構築できるかである。歯科衛生士独自の科目を視野に入れ、専門領域が確立できるような専門科

目として、歯科衛生士概論、歯科衛生士業務関連科目を視野に入れた口腔保健学を提案する。

F. 研究発表

なし

歯科衛生士業務関連科目の教授項目(対照表)

(新カリキュラム 2案)

歯科予防処置

- ①口腔疾患の予防
- ②口腔保健管理法
- ③業務記録
- ④歯科予防処置実技
- ⑤相互実習

歯科保健指導

- ①歯科保健指導の概要
- ②保健行動
- ③歯科保健教育とヘルプロモーション
- ④コミュニケーションとカウンセリング
- ⑤栄養指導
- ⑥対象の情報収集
- ⑦歯科保健指導の手順と業務記録
- ⑧摂食・嚥下・言語障害への支援
- ⑨歯科保健教育と保健指導の技法
- ⑩個別指導と集団指導

歯科診療補助

- ①歯科診療補助の概要
- ②院内感染防止
- ③共同動作
- ④主要歯科材料
- ⑤治療時の歯科診療補助
- ⑥臨床検査
- ⑦救急蘇生法
- ⑧介護技術

口腔保健学 [案]

(齒科衛生士概論·齒科衛生士業務問題)

## 分担研究報告書

# 歯科衛生士教員養成プログラムの策定

松田裕子 鶴見大学短期大学部助教授  
松井恭平 千葉県立衛生短期大学教授

**要旨：**歯科衛生士の資質向上を考えるにあたって、欠かすことのできない教員の研修ないしは養成プログラムについて検討を行った。歯科衛生士養成所の教員は、看護教員養成もしくは作業療法士・理学療法士教員養成コースと同様に、国もしくは国に変わる組織がプログラムを用意し、積極的な教員研修のための教員養成を行うと同時に、養成所の教員を対象としたコースの新設する必要性を認めた。

### A 研究目的

歯科衛生士養成を考える上で、教員の資質向上も大きな要素といえよう。そこで、歯科衛生士を対象とする講習・研修を総覧して、教員の養成はどうあるのが望ましいか検討を行った。

### B 研究方法

すでに公表されている歯科衛生士向けの講習・研修を総覧し、他医療職種の教員養成の実情と併せて検討を行った。

### C 研究結果及び考察

歯科衛生士養成を担当する教員の資格は、短期大学では、文部省の短期大学設置基準に、専修学校では、専修学校設置基準に基づく条件が、それぞれ関係してくるが、歯科衛生士学校設置基準での教員の条件とを重ね合わせても、4年以上の歯科衛生士としての臨床経験を問われる以外、条件としては何も無い。

歯科衛生士の資質向上を考える場合、看護教員の資格として問われている教員養成課程の修了者、看護学を専攻する大学院修士・博士課程の修了者や、理学療法士・作業療法士の教員

養成研修などと同様に、歯科衛生士養成にあたる教員資格の条件に、一定のレベルを要求することが妥当と思われ、その対応方法は、歯科衛生士教員を目指すものを対象とした研修の場の創設や、すでに教員として就業している歯科衛生士を対象とした講習会の開催が考えられる。

歯科衛生士を対象とする講習会・研修会は、歯科医療研修振興財団が平成12年3月17日に公表した「歯科衛生士研修事業あり方検討会」報告書<sup>1)</sup>に詳しい。(表1)

歯科衛生士養成にあたる教員の講習は全国で唯一、全国歯科衛生士教育協議会が実施している歯科衛生士専任教員講習会 150 時間のコースだけである。この講習会は、全国歯科衛生士教育協議会が、昭和52年度より実施してきた新任者技術講習会、厚生省の委託を受けた専任教員講習会(平成10年補助金打ち切り)を統合させ、平成12年より教員としての資質向上を目指し、基礎に必要な教職課程を設定し、新しくスタートさせた講習会(表2)である<sup>2)</sup>。講習会の構築にあたっては、全国歯科衛生士教育協議会が、委員会組織の中で平成8年度より

調査を重ね、現職にある歯科衛生士教員が教員資格に必要な課程を履修できるようなモデルに、看護教員養成課程を参考にプログラムしている。この 150 時間の講習コースを修了するには最短 4 年間の期間を要する。歯科衛生士教育は 1 年や 2 年の教育経験で教育できるものではなく、また多くの臨床経験があれば教育できるというような安易な専門職ではないことを考えると適当な期間の設定と考える。

講習会 I・II は新任の教員コースで、歯科衛生士教育に携わりながら 2 年で講習会 I・II を受講し、実践を通して教育内容を理解し、教育のベーシックにあたる部分がマスターできるような計画となっている。また、3 年以上の教員経験者には講習会 III・IV が設けられ、専門性や学生指導のあり方など中間管理者としてのプログラムが構築されている。そして、5 年以上の教員経験者には講習会 V を設け、ワークショップやプレゼンテーション技術などを通して、高い専門性や指導能力を付与しリーダーとしての教員育成を目指した構成となっている。そのほか 5 年以上の教員経験者には、講習会 VI として、常に教育に対する最新情報や研究ができるような講習会を 150 時間以外に設けている。この講習会が計画通り機能すれば、教員としての高い水準が期待でき、現状では妥当な内容と心得る。

歯科衛生士専任教員講習会は、対象が臨床に 4 年以上勤務した者が教員として勤務しながら受講する事を前提にしているのに対して、看護教員養成は 1 年間 960 時間の課程が準備され、この課程を修了した者が教員として勤務できるようなコースを構成している。したがって教員養成の質や基本的なあり方が異なっているので比較にはならない。

しかし、新しい講習会でも看護教員養成課程の 15.6% に過ぎず、将来的には今後の歯科衛生

士の展望を視野において教員養成課程の教育カリキュラムの充実は必須と考えておかなければならぬ。さらに歯科衛生士教員養成を充実させる手段も考える必要があろう。

歯科医療研修振興財団報告書では、すでに行われている講習・研修以外で、臨床・臨地実習の場で学生指導にあたる歯科医師・歯科衛生士を対象として行う研修の必要性を掲げているが、実習先が多岐に亘る事などを考慮して、養成施設の実習担当教員を研修の対象とするのが妥当であろうとしている<sup>1)</sup>。

日本歯科衛生士会では、職能部門別研究会のうちの教育養成研究会において臨床実習の内容について、学生の指導を担当する会員向けにマニュアル<sup>3)</sup>を作成している。周知の通り、臨床実習は受け入れ側の施設により実習内容に差異が存在する。この差異を吸収して均等かつ統一の取れた実習を行い、社会的ニーズに応えられるような歯科衛生士の育成を目指し、教科研究や研修にあたるために、「臨床実習指導指針」は重要な意味を持つと思われる。この目的は歯科医療研修振興財団で目指している臨床・臨地実習の場で歯科衛生士学生の指導にあたる歯科衛生士の研修と一致していることから、歯科医療研修振興財団・日本歯科衛生士会の有機的な活動が実現し機能すれば、更に有意義なものとなると思われる。

一方、看護婦の養成にあたる看護教員の資格については、厚生省が報告した、平成 8 年 8 月 26 日健政発第 731 号看護婦等養成所の運営に関する指導要領について、の中に詳細な記載があり、専任教員として必要な研修を受けた者、大学において教育に関する科目を履修したものとしている。この制約を満足する看護教員養成は、看護教員養成課程（表 3）、看護教員養成課程のカリキュラム（表 4、社会保険看護研修センター<sup>4)</sup>の例）や、看護系大学修士課程（36

課程)・博士課程(11課程)の存在が有効に機能していて<sup>5)</sup>、ほぼ教員の需要と制約を満たす供給がされているものと思われる。

理学療法士・作業療法士の教員養成については、表5のように、厚生労働省と医療研修推進財団が共催で、日本リハビリテーション医学会、日本理学療法士協会、日本作業療法士協会、全国PT・OT学校養成施設連絡協議会の4団体の協力下に、毎年2ヶ所で、3週間の日程で講習会を行っている。受講資格は臨床経験3年以上で、教員か教員になろうとしている50歳以下の者という条件がつく。この講習会の受講者には厚生労働省と医療研修推進財団連名の修了証書が交付される。

このように、看護婦・作業療法士・理学療法士については、国・関係団体主催の教員養成が行われているが、歯科衛生士に対する研修は、関係各方面がそれぞれ独立して進めており、任意の組織が実施しているのであって、何ら規制や拘束性がないと同時に、研修受講についての資格認定などの権威もない。国民の健康保持・増進のための人的資源となる歯科衛生士を養成する教員の研修・講習は一本化されるべきで、社会的に認知されるようなプログラムでなくてはならないと思われる。

また、現在のところ歯科衛生士養成課程には4年制大学は存在しないし、また、歯科衛生士の専門分野の学問としての確立、その分野を中心とした大学院も存在しない。このことを念頭におけば、歯科衛生士教員を養成するための研修コースの設置は必要であろう。また、看護教員養成の専門にかかる部分を専門基礎分野と専門分野に分け、専門分野の全てを看護婦(士)が担当する教授科目として確立したように、歯科衛生士教員の研修にあたっても、専門分野は歯科衛生士が全て担当できるような養成プログラムの構築とそれを担当する歯科衛

生士の育成が必要となろう。

そのためには、国(文部科学省・厚生労働省認定)か、それに代わる組織が管理運営し歯科衛生士を養成するための教員養成(課程)コースと早急に新設することと、その教育にあたる教員の養成が必要であろう。さらにいずれ大学での教育として実現する歯科衛生士養成のための4年制大学教育は、その課程とリンクさせ、修士・博士課程へと発展する方向で検討を進める必要がある。

#### D 結論

- 1) 歯科衛生士教員としての条件を設けることが望ましい。
- 2) そのためには国・歯科医療研修振興財団が歯科衛生士教員養成コースを新設することが望ましい。
- 3) 現状では、既存の講習・研修の有機的な連携が望まれる。
- 4) 高度専門化した歯科衛生士のための学問分野の開拓と大学院の創設が望まれる。

#### E 学会発表:なし

#### F:引用文献

- 1) 歯科医療研修振興財団、「歯科衛生士研修事業あり方検討会」意見書、平成12年3月
- 2) 高阪利美、歯科衛生士教員の研修、デンタルハイジーン、Vol.206、293-297、2000,3
- 3) 日本歯科衛生士会編、臨床実習指導指針、1999、
- 4) 平成12年度授業概要、社会保険看護研修センター、
- 5) 平成12年度看護白書、日本看護協会、日本看護協会出版会、2000、東京都

表 1

## 歯科衛生士向講習会

実施団体	研修名	対象者	研修内容
厚生省 日本歯科医師会 日本歯科衛生士会	感染予防 歯科衛生士講習会	業務に従事している 歯科衛生士	最近の感染症事情 院内感染予防 口腔感染症
厚生省委託 都道府県 都道府県歯科衛生士会ほか	地域保健医療推進 歯科衛生士研修会	原則として 地域保健活動に 従事する歯科衛生士	・地域歯科保健医療の 意義について ・地域歯科保健医療の乳幼児、 妊産婦はもとより在宅寝たきり老人・心身障害(児)者などに対する 療養の指導及び歯科保健指導 ほか
日本歯科衛生士会 (厚生省後援)	生涯研修 アドバンスコース	厚生大臣指定講習会 修了者 会員歴3年以上で都道府 県歯科衛生士会長の 推薦を受けた者	小児歯科保健コース 成人歯科保健コース 高齢者歯科保健コース
日本歯科衛生士会	学術事業 ・学術大会開催 ・学術雑誌発行	発表者:会員 参加者:会員 非会員	会員発表 (口演・ポスター) 学術論文投稿
日本歯科衛生士会	職能部門別研究会	都道府県歯科衛生士会長 が推薦する会員 都道府県歯科衛生士会に おいて伝達講習が可能な 者	職能別業務の研究及び推進 ・臨床歯科保健研究会 ・地域歯科保健研究会 ・教育養成研究会
日本歯科衛生士会	介護支援専門員 養成講習会	実務経験5年以上の会員	介護支援専門員の実務研修 受講に必要な基礎的知識 及び技能に関するこ
全国歯科衛生士教育協議会	歯科衛生士新任技術 指導者講習会	新任の歯科衛生士教員	教員としての心構え、授業、 実習計画の立案など教育手法
全国歯科衛生士教育協議会	歯科衛生士養成所 専任教員講習会	教員歴3年以上で新任技術 指導者講習会受講済者	教育全般への理解、教育訓練、 学生の管理指導
全国歯科衛生士教育協議会	歯科保健指導講習会	専任教員講習会受講済の 歯科保健指導担当者 または担当予定者	障害者・高齢者・有病者の口腔 保健についての考え方、援助 手段、学生への教授法等
全国歯科衛生士教育協議会	秋期学術研修会	歯科衛生士専任教員	教育現場からの報告としての 発表と討議
国立公衆衛生院	歯科衛生士研修	行政、保健所等において 歯科保健業務に従事する 歯科衛生士	歯科保健行政の展開、歯科 保健計画に基づく事業の立案、 実行等専門的知識や技術の 習得

歯科医療研修振興財団調べ 平成11年9月現在

表 2 全国歯科衛生士教育協議会 歯科衛生士専任教員講習会の概要

学 科 目	講習会員数		時 間	講習会 I	講習会 II	講習会 III	講習会 IV	講習会 V	講習会 VI	講 習 内 容	
	時 間 数	日 教 数								講義論、質疑論、三段論法	
区分 学 科 目	基 本 科 目	授 業 科 目	4							人間の成長発達、特に思春期の心理的特徴を学ぶとともに人の社会的行動を科学的に理解し、集団形成過程及び人間関係の問題や現代の心の進歩の回復や促進、社会的行動上の問題点の理解方法を学ぶ	発達の原理、発達段階、青少年期の心理個人と集団・集団の特徴・世論・トピック
基 本 科 目	心 理 学	癡呆的心理学 精神心理学 社会心理学	4	1	2					人間を理解する基礎的知識及び科学的思考を学ぶ	論理的思考と表現方を教う
基 本 科 目	哲 学 あるいは倫 理 学	人間と科学	4	2	2					現代の社会的要請に応じたため、新しい健診生活の方法の理解開発についての理論を学ぶ	保健社会学とは、ヘルスプロモーション地盤問題の解説とその解決
基 本 科 目	社 会 学	健診社会学	4	2	2					教育の意義・理念・歩み・機能・作用・特色・基礎的変換を学ぶ	保健社会学の意義・理念・歩み・機能・作用・特色・目的・思想・教育課程、教師の役割
專 門 科 目	教 育 心 理 学	教育原理	6	4	2					指導や学習の過程を理解し、学習が行われる理由や意義・重要性を学んで、学習理論と心理的基礎を学ぶ	教育心理学の意義・理由・意義・方法 教育評価の意義・標準・方法
專 門 科 目	教 育 方 法	教育心理学	6	4	2					教育の理念をふまえ、教育目標に到達するために必要となる教育方法の理論と教育技術を学ぶ(規範教育を含む)	教育評価の意義・標準・方法 児童ひとり、見きわめ
專 門 科 目	教 育 方 法	教育評価	6	4	2					歯科医療とどまりく社会の動向及び課題を学び、これから的情勢にともない歯科衛生士に求められる役割と方向性を考えることとともに、他職業医療者との連携を学ぶ	歯科医療の概念と領域、教育課程の概念・構成 教育評価の方法(規範評価サービス、社会福祉と社会貢献) 問題解決法 他職業医療者との連携、関係法規
專 門 科 目	歯科衛生士 教育課程	歯科衛生士概論	10	4	2	2	2	4	4	歯科衛生士教育課程における教育計画を理解し、教育課程の計画を踏襲するためには必要な理論的枠組みとその立案基準を理解し、教育課程の計画を踏襲する	教育目標 計画 の立案 評価
專 門 科 目	歯科衛生士 教育法	衛生行政・社会福祉 保健指導 (栄養・食生活指導を含む)	10	4	4	4	4	4	4	→実習内容については別紙 介護の要素を含む	実習内容については別紙 介護の要素を含む
專 門 科 目	歯科衛生士に關する科 目	歯科予防処置 (充填・食生活指導を含む)	20	4	4	4	8	10	4	歯科衛生士に必要とされる実践技術を学び、講義・実習において指導技術を教う 教育目標に沿った学習計画、教材作成の方法について学び、これを活用し講義・実習での展開方法を学ぶ	実践技術を教う 実践技術とは、バーチャルコンピューター
專 門 科 目	臨 床 科 目	臨床検査補助	20	4	4	4	6	2		効果的・簡便的な検査処理能力を養う	研究の課題、研究のプロセス、統計学とは 実験観察とは、臨床研究の方法
專 門 科 目	臨 床 科 目	情報処理	8			4	4			効率的・簡便な検査処理能力を養う	カウンセリングの目的・意義・進め方、 現代学生のかかる問題点、問題行動、 健診管理、集団指導の実際、学生の自主性
專 門 科 目	臨 床 科 目	研究法	4					2	2	研究的内容を用いたための研究方法研究課程の理解を深め、自らの研究態度は養う	青少年気質を理解し、学生相談(カウンセリング)について学ぶ 集団指導の実際ありの方を学ぶ
專 門 科 目	臨 座 科 目	学生相談	8			2	4	2			
專 門 科 目	臨 座 科 目	計 合	150	30	30	33	38	14	14		

\* 1時間に45分とする

表 3: 看護教員養成課程

参考

設置体	名称	講習会名称	期間	定員
社会保険団体連合会	社会保険看護研修センター	看護教育専攻	1年	45名
厚生労働省	国立公衆衛生院	専攻課程 看護コース	1年	20名
厚生労働省	厚生省看護研修研究センター	看護教員養成課程	1年	100名
厚生労働省	各道府県 厚生省委託	看護教員養成課程	6~8ヶ月	30~70名
神奈川県	神奈川県立看護大学校	教育研究部看護教育課程	1年	80名
東京都	東京都立保健科学大学	看護教員養成課程	1年	80名
日本赤十字社	幹部看護婦養成所	教育管理	1年	90名
文部科学省	看護教育指導者研修	看護婦学校教員講習会	5ヶ月	20名

教員養成コースの受講資格		
職種	看護婦(士)・保健婦・助産婦	臨床経験 5年
理学療法士・作業療法士	3年	
歯科衛生士	本文参照	

表 4

## 平成12年度社会保険看護研修センター授業概要

専攻		看護教育専攻			看護管理専攻		
分野	学科目	授業科目	時間	学科目	授業科目	時間	
基礎分野	哲学	認識論	15	哲学	認識論	15	
	論理学	論理的思考	30	論理学	論理的思考	30	
	心理学	青年心理学*	15	心理学	青年心理学*	15	
	情報科学	集団心理学*	30	情報科学	集団心理学*	30	
専門基礎分野		情報科学	90	情報科学	情報科学	90	
	教育原理	教育原理	15	教育原理	教育原理	15	
	教育心理学	教育心理学	15	教育心理学	教育心理学	15	
	教育評価	教育評価	15	教育評価	教育評価	15	
	教育方法	教育方法	15	教育方法	教育方法	15	
	教育制度	教育制度	15	教育制度	教育制度	15	
専門分野	経営論	経営論	15	経営論	組織論	15	
			90			105	
専門分野	看護学論	看護学論	15	看護学論	看護学論	15	
		看護学演習	30		看護学演習	30	
	看護学教育論	看護学教育論	15	看護学教育論	看護学教育論	15	
		生涯学習論	15		生涯学習論	15	
	看護学教育課程	看護学教育課程概論	15	看護学教育課程	看護学教育課程概論	15	
		看護教育課程演習	90		看護教育課程演習	60	
	看護学教育方法	看護教育方法論	75	看護学教育方法	看護教育方法論	75	
		看護教育方法演習	105		看護教育方法演習	60	
		教育実習	90		教育実習	90	
	看護教育演習	在宅看護論	15	看護教育演習	在宅看護論	15	
関連分野		専門領域別看護学論	30		専門領域別看護学論	30	
	看護学教育評価研究	専門領域別看護学論演習	30		看護管理演習	60	
		看護学教育評価	30		看護学教育評価	30	
		研究概論	45		研究概論	45	
		看護研究	45		看護研究	45	
関連分野	看護学校経営	看護学校経営	15	看護学校経営	看護学校経営	15	
	看護管理	看護管理	15	看護管理	看護管理 I	15	
			90		看護管理 II	15	
					医療経済	15	
			675			660	
関連分野	看護情報学	看護情報学	15	看護情報学	看護情報学	15	
	人間関係論	人間関係論	15	人間関係論	人間関係論	15	
	家族関係論	家族関係論	15	家族関係論	家族関係論	15	
	社会福祉・社会保障	社会福祉・社会保障論	30	社会福祉・社会保障論	社会福祉・社会保障論	30	
	女性学	女性学	15	女性学	女性学	15	
			90			90	
	特別講義		15	特別講義		15	
	総 計		960	総 計		960	

入学条件

- ・看護婦(士)・保健婦・助産婦として臨床経験5年以上を有する者
- ・高等学校を卒業しているもの

表 5

**理学療法士・作業療法士  
養成施設等教員講習会講習科目**

講 習 科 目	時 間 数
教育原理	6
教育方法論	21
教育方法実習	(PT・OT別) 6
教育心理	12
教育評価	21
PT・OT専門教育水準	3
(基礎科目小計)	69
管理倫理	(含セミナー) 9
研究法・統計学	12
人間関係学	6
指導者論	(含セミナー) 6
行動科学	6
臨床心理 (発達心理・社会心理)	9
特別講義	6
セミナー	(PT・OT別) 9
(専門科目小計)	63
合 計	132

共催:厚生労働省・医療研修推進財団

協力:日本リハビリテーション医学会・日本理学療法士協会・日本作業療法士協会、全国PT・OT学校養成施設連絡協議会

開催地及び期間:東京・大阪、3週間

受講対象者:PTまたはOTの免許を有する者

免許取得後原則として3年以上の業務経験を有する者

講習会終了後、教育に従事もしくは将来従事しようとする者

原則として50歳未満の者

厚生省と医療研修推進財団連名の修了証発行

費用負担:開催費用は主催者側、教材費の一部、宿泊費などは個人負担

参考

言語聴覚士指定講習会

講習科目		コマ数	小計
専門基礎科目	医学総論	1	15
	解剖学	1	
	生理学	1	
	病理学	1	
	臨床医学 (内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学、形成外科学を含む)	7	
	臨床歯科医学、口腔外科学	1	
	呼吸発声発語系の構造、機能、病態	1	
	聴覚系の構造、機能、病態	1	
	神経系の構造、機能、病態	1	
	社会福祉・教育 (社会保障制度、リハビリテーション概論、関係法規を含む)	1	1
専門科目	言語聴覚障害学総論	1	16
	失語・高次脳機能障害学	3	
	言語発達障害学 (脳性麻痺、学習障害を含む)	3	
	発声発語・嚥下障害学 (音声障害、構音障害、吃音を含む)	5	
	聴覚障害学 (小児・成人聴覚障害、聴力検査、補聴器・人工内耳を含む)	4	
合 計			44

(1コマ=90分)

主催: 医療研修推進財団(ST法附則第3条第1号による指定、平成12年5月)

10日間の連続コース  
東京と・大阪府の2箇所開催

